

リテール君とマーコさんの 消費税対策講座 第1回

消費税率引き上げと軽減税率制度の概要について



リテール君

現在、商業高校の2年生。1年生のときに販売士3級に合格しました。家業がパン屋であり、消費税対策に関心を持っています。



マーコさん

現在は大学2年生で、販売士2級の資格を持っています。とても勉強熱心で、将来は小売業への就職を目指しています。



キド先生

「税理士のキドです。消費税率の引き上げと軽減税率制度の対応には、事前にしっかりとした準備が必要となります。事業者としての対応について、これから一緒に勉強していきましょう。」

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

リテール君

キド先生、2019年10月1日から消費税率の引き上げと軽減税率制度が始まるって本当ですか？



キド先生

はい、本当ですよ。

2019年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となりますよ。

マーコさん

軽減税率（8%）の対象にはどのようなものがあるのでしょうか？
また、軽減税率制度に関して事業者として注意すべき点はありますか？





キド先生

軽減税率（8%）の対象品目は次のとおりです。

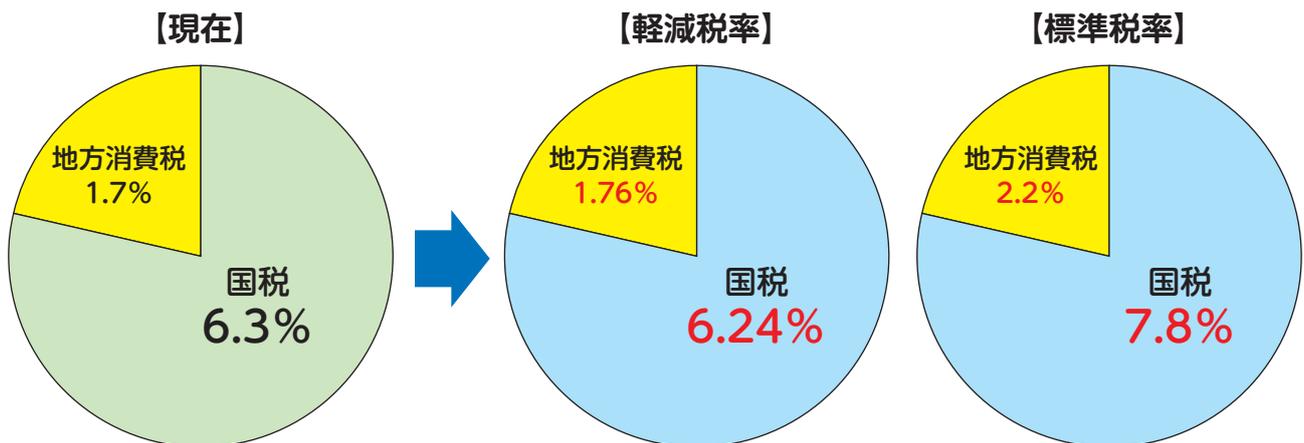
- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
（詳しくは、次回以降ご説明します。）

また、今回の軽減税率制度については消費税の税率にご注意ください。現在の消費税率（8%）と軽減税率（8%）では国税と地方消費税の按分比率が異なりますので、事業者としては「経理処理」に注意が必要です。



ポイント 消費税率の税率にご注意ください！

「現在の消費税率（8%）」と「軽減税率（8%）」では
国税と地方消費税の按分比率が異なります！



リテール君とマーコさん

今回の消費税率引き上げと軽減税率制度に対して、事業者としては、どのような対策が必要となるのでしょうか？



キド先生

消費税の軽減税率制度は、軽減税率の対象品目を取扱う事業者だけではなく、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、すべての事業者の方に影響があります。

具体的な対策に関しては次回以降ご説明します。一緒に勉強して理解を深めていきましょう。